

島田市教育委員会 濱田和彦 様

本委員会は、平成 28 年 9 月に「島田市立小学校及び中学校のあり方検討委員会」から示された提言を受けた島田市教育委員会から委嘱され、平成 29 年 5 月に教育の有識者、地域住民や学校等の保護者、教職員の代表など様々な立場の委員で組織されました。またこの委員会では、島田市の教育環境の現状と課題を把握するとともに、地域活性化と学校のあり方や学校の望ましい規模についても議論してまいりました。その議論を基に、今後の島田市の適正な教育環境についてのたたき台として下記のとおり提言いたします。

平成 30 年 3 月 22 日

島田市教育環境適正化検討委員会
委員長 武井 敦史

島田市教育環境適正化検討委員会提言書（中間報告）

第一章 島田市の教育の現状と課題

これまで島田市の小中学校では、小学校と中学校の連携活動や地域との協働を基盤としながら、特色のある学校づくりがすすめられてきました。またその中で、「豊かな心の育成」や「一人ひとりに焦点をあてた教育」を重視し、子供たちの可能性や夢を紡ぎ、地域の教育力を生かし地域の魅力を体感させる教育が推進されてきました。

また、平成 27 年度に総合教育会議で作成された教育大綱では、「市民総がかりで育む豊かな心と学び」が基本方針として決定され、この方針の浸透が図られてきました。その成果もあり、子供たちの活動を積極的に支えてきた市内公民館が 2 年連続文部科学大臣表彰を受け、さらに商工会青年部が主催したジュニア・エコノミー・カレッジの実践がキャリア教育部門において文部科学大臣賞を受賞しています。この他、地域主導の寺子屋事業も複数の自治会で開催されるなど、地域で子供を育てるという機運も高まってきています。

一方で今後の人口減少と少子化の影響による懸念もあります。例えば平成 29 年度の各学年の児童総数は、800 人台中盤から 900 人台前半となっていますが、平成 29 年度の出生数は 500 人台と少子化の傾向は急激に進んでいます。また、平成 29 年度（2 月末現在）に生まれた子供の数が一桁の学校は 5 校あり、中でも北部 4 小学校区の総出生数は 21 人と大変少なくなっています。そのため平成 36 年度には神座小学校を除く 3 校において複式学級が生じる可能性が大きくなっています。また、単学級の学年がある学校数も 2 校から 3 校に増加することが予想されています。小規模校には小規模校ならではの良さがあるものの、児童生徒にとっての交友関係等の観点からすると、可能であれば学校は一定規模が確保されることが望ましいと考えられます。

島田市教育委員会においては、こうした課題をふまえ、平成 27 年度に「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」が設置され、平成 28 年 9 月に提案がまとめられました。提案においては、「地域総ぐるみで進めましょう 夢育・地育の花咲く 島田の教育」をキャッチフレーズに今後の島田市の教育をかたちづくるための基本的方向性として、次の 5 点が提案されています。

1. 地域が主体性をもって教育に参画し、学校と協働して共に教育を支えるしくみを整えること。
2. 地域の文化や伝統を継続するために、地域が主体性を持って教育機能を分担するしくみを整えること
3. 就学前からの家庭教育を地域全体で支えるしくみづくりを進めること。
4. 今後必要とされる学校再編については、地域の生活や文化・伝統の存続及び活性化を島田市全体で支えるという前提のもとにこれを実施していくこと。
5. 以上を実現していくため、学校・地域それぞれにおいて、組織のあり方を必要に応じて見直し、力を集約して改善に当たる方策を検討し、教育委員会と島田市は協力してこれを支えていくこと。

本委員会では、こうした「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」の提案を前提として、アンケートを実施し、今後の島田市における教育環境議についての議論を重ねてきました(資料1)。

検討委員会の活動は次の通りです。

・検討委員会の開催日時

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 平成 29 年 5 月 15 日 (月) | 第 1 回 (市役所) 傍聴者なし |
| 平成 29 年 6 月 12 日 (月) | 第 2 回 (市役所) 傍聴者 1 人 |
| 平成 29 年 8 月 8 日 (火) | 第 3 回 (北部ふれあいセンター) 傍聴者 11 人 |
| 平成 29 年 9 月 21 日 (木) | 第 4 回 (初倉公民館) 傍聴者 23 人 |
| 平成 30 年 1 月 15 日 (月) | 第 5 回 (市役所) 傍聴者 5 人 |
| 平成 30 年 3 月 14 日 (水) | 第 6 回 (市役所) 傍聴者 3 人 |

・先進地視察

平成 29 年 11 月 10 日 (金) 愛知県田原市教育委員会

第二章 「教育環境に関するアンケート」の概要

島田市立初倉中学校区(以下「島田市立」を略)と北中学校区に住む中学生、小学生及び就学前児童の保護者を中心に、学校の規模や教育環境に関し平成 29 年 8 月～9 月にかけてアンケートを実施致しました。アンケート結果の主な内容は下記のとおりです。(資料 4)

小学校の規模について

- ・両中学校区ともクラス替えができる程度の人数が望ましいと考える人が多い。
- ・子どもの年齢が上がるにつれ、人数の多い規模を求めている。

中学校の規模について

- ・両中学校区とも約 9 割の保護者がクラス替えができる程度の人数が望ましいと考える人が多い。
- ・初倉中学校区は、一学年 100～200 人程度の人数が望ましいと考える保護者が多い。
- ・北中学校区は、クラス替えできる程度から一学年 100 人程度の人数が望ましいと考える保護者が多い。

教育環境で重視すること

- ・全体的には「登下校の安全・利便性」を求めている。
- ・北中学校区では「部活動、学力、子ども同士の切磋琢磨」を重視する保護者が多い。

第三章 今後の教育環境の適正化に向けた基本的な考え方

本委員会においては、今後の教育環境の適正化を検討して行くのに際し、次の6点をその基本に置くべき考え方として共通理解が得られました。

1. 島田市の児童生徒数の減少による学校環境の再編は、特定地域の問題ではなく、島田市全体の問題であるという前提に立ち、地域住民との合意を図りつつ子供の利益を最優先に全市ぐるみの対応をしていく。
2. 市内全地域で学校教育の質的充実と生活環境の改善（教育はしっかり、生活はのびのび）を目指し、個に焦点を当てた教育の充実と各種体験を重視した教育課程を推進する。
3. いずれの地域も学校の適正規模化を図りつつ、行政と地域とが協力して地域の子育てへの参画機会を拡大し、努力次第で流入人口増など、さらなる地域の発展が可能なかたちにする。
4. 小中学校の再編対象となる地域には、政策的インセンティブを付与し、教育の先進地域へと発展させる。
5. 学校の児童生徒数が、一学年当たり概ね20人を切るような場合には、児童生徒の経験の幅に制約が生じることのないよう「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、早期に再編を検討し、適正規模化を図る。
6. 長期的には、さらなる学校再編の必要が生じる可能性も念頭におき、小中一貫教育等、島田市の教育による今後の特色づくりが可能となる条件を整備する。

第四章 学校再編の方向

(1) 学校再編案の策定について

児童生徒数の点で課題の大きい伊太、相賀、神座、伊久美小学校と北中学校の立地する北部地域と湯日小学校の立地する初倉地域に関して、本中間報告時点で有力と目される学校再編の方向性について例示いたします。

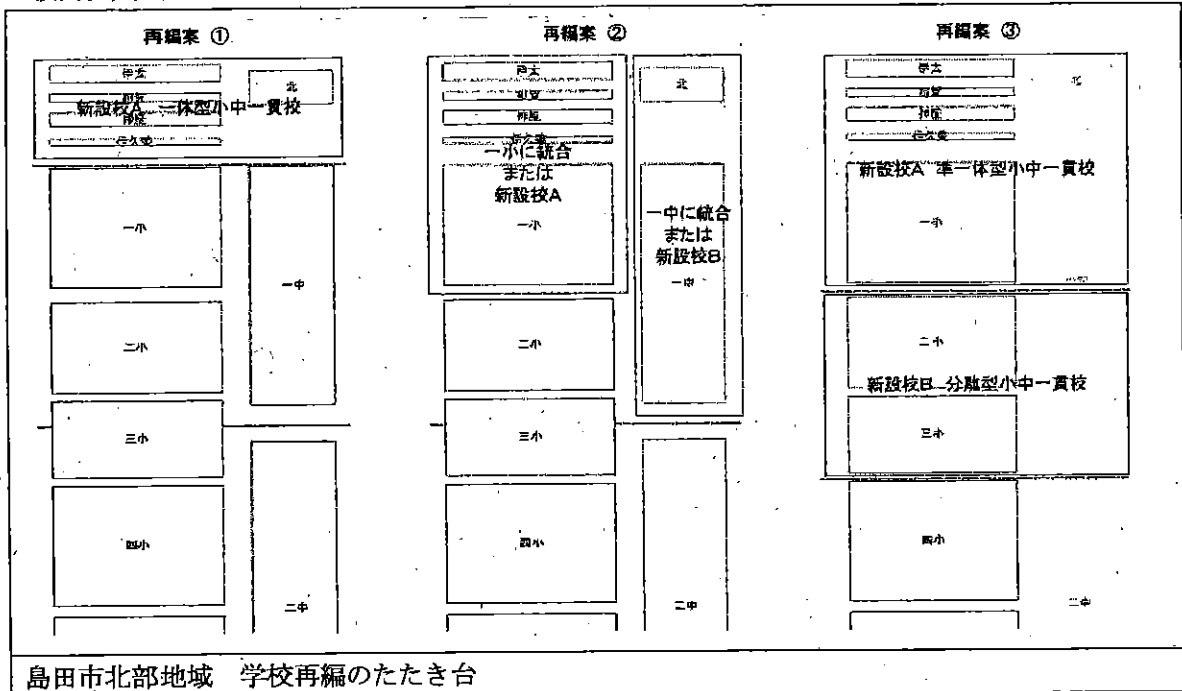
ここで示す再編案は、あくまでも現時点での可能性として提示するものであり、これ以外の可能性も考えられると思われまます。むしろ、それが学校環境の向上と市内各地域の発展に寄与するものであるならば、積極的に追求してよいものと本委員会では考えます。

次に示す案はそうしたたたき台となることを念頭に提示するものです。

尚、実際の学校再編計画策定に至るプロセスにおいては、各地域で話し合いの機会を持ち、地域の意向をふまえた上で、活用方法とコスト等のシミュレーションを行い、教育委員会および市の責任で総合的に判断することが必要であることは言うまでもありません。

A) 北部地域の再編について

検討委員会で提案された北部地域の再編案は次の3案になります。



再編案1

現在の北部地域の学校のどこかに、小中一体型の一貫校（または義務教育学校）を設置しようとするものです。この案は、現在の地域との繋がりを維持することが容易で、小規模校のメリットを維持できる可能性が高い一方、統合後も依然小規模校であるため、活動の選択や、また学校をどこに配置するかについても難しい課題を抱える可能性があります。

再編案2

伊太、相賀、神座、伊久美の各小学校を第一小学校に、北中学校を第一中学校に統合（または移転）するものです。全国の多くの学校はこうしたかたちでの統廃合が推進されています。この案は、比較的単純に一定規模を確保できるメリットがある一方で、現在の大規模学校に吸収されるかのような印象を与えるリスクがあります。

また、中学校進学時点で第二小学校が加わり、第三小学校が中学校入学時に分かれる（以下分離進学）ため、小学校と中学校を接続した特色づくりは、より困難な課題となる可能性が高くなります。

尚、この分離進学校の存在は現在全国的に広がりつつある小中連携一貫教育等への対応を島田市が全市ぐるみで推進していく際にも課題となる可能性があり、長期的には何らかの手立てで解消されることが望ましいものと考えます。

再編案3

伊太、相賀、神座、伊久美の各小学校を第一小学校に移転し、第三小学校を学校改修時に中学校に転化した上で、第二小学校と第三小学校で1つの一貫型の学区を形成しようとするものです。この案については、大体3クラス程度希望の学校が、小中それぞれ2校ずつできることとなり、

規模の面でも接続の面でも特色づくりは比較的容易となります。

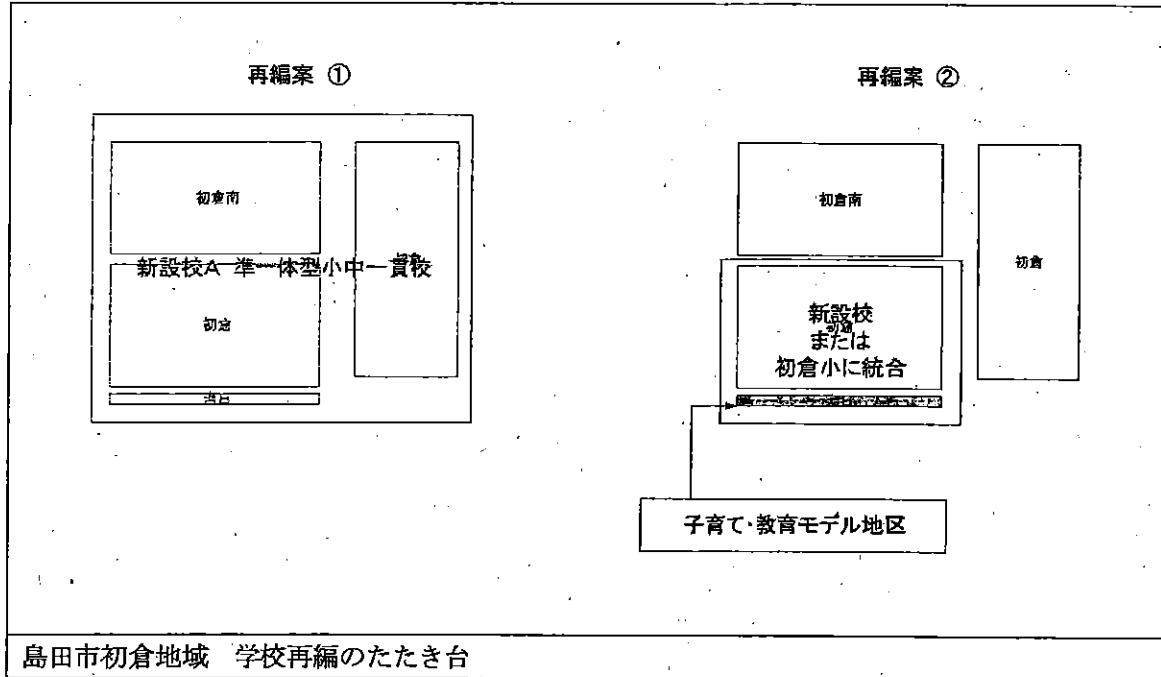
また、島田市全体でも分離進学が解消され、小学校と中学校を接続した特色づくりも可能となります。加えて、新設校Aについては、校長を兼務で任用できるため、人的資源の面でもわずかながら余裕が生じます。ただし、この案については島田市立第三小学校も含めて再編計画を立てる必要が生じるため、合意を形成するのにより多くの参画者を交えた議論が必要となります。

この課題以外に現在の通学予定校が変更になる可能性や、現在の第三小学校の敷地面積が課題として指摘されますが、前者については一定期間調整学区等の措置をとることで、また後者については第三小学校が隣接する横井運動場公園を市で「優先使用に関する規則」を教育活動に優先的に使用するなどの工夫が考えられます。

尚、北部地域の学校の内、伊久美小学校については、統合された場合、通学に相当の時間が必要するのに加えて、現在の特認校としての役割もあることから、地域の声を聞きつつ別個に判断することも考えられます。

B) 初倉地域の再編について

検討委員会で提案された初倉地域の再編案は次の2案になります。



再編案 1

初倉、初倉南、湯日、各小学校を現在の初倉小学校に統合した上で、初倉中学校も含めた準一体型の小中一貫教育校とするものです。この場合、小中学校とも中規模の学校となり、特色づくりは比較的動きやすくなります。ただし、初倉小学校と初倉南小学校の規模がほぼ等しく、かつ両校とも標準規模を現在は保っていることから、合意が得られにくい可能性があります。

再編案 2

湯日小学校を初倉小学校に統合した上で、湯日地域を「子育て・教育モデル地区」（仮称）として活性化していくものです。これは一貫教育等の特色づくりが難しい反面、小規模地域に活性化

のための行政からの資源を集約して投入できるため、それだけ密度の濃い支援をしていくことが容易であるというメリットがあります。

尚、再編案1と再編案2は背反するものではなく、再編案2については初倉小学校の増築等も必要ないことから、当面再編案2をすすめながら、時期を見計らって再編案1への移行を検討していくことも可能です。

(2) 新学校の特色

学校再編により、当該新学校は島田市の学校教育を牽引するパイロットスクールとして位置づけられると同時に、これまでより広い、地域のコミュニティの中核としての機能を発揮する事が期待されます。こうした新学校の位置づけを考えると、その役割を担っていくためには、例えば次のような特色づくりの方向性が考えられます。

新学校の特色例：

ア 地域住民の希望によっては校名を改称した上で、新たな学校としてスタートする。通学に支障を来す場合は、スクールバスを運行し、通学の安全と利便性向上に配慮する。

イ 新学校においては、「島田市小学校及び中学校の在り方検討委員会」で提案された「地育」(地域コミュニティとの協働で主体的に地域づくりに参画する意欲・態度・スキルを学習)、「夢育」(国際理解教育・プログラミング教育など、現代社会の変化に対し、夢を持って生きていく意欲・態度・スキルを学ぶ学習)を先導的に推進するパイロット校として位置づける。

ウ 小中一貫教育校を選択する場合、中学校は原則同一小学校児童の持ち上がりとし、教員の交流も含めた小中一貫教育を全面的に展開する。

エ 学区の調整が困難になる場合は、「特任校制度」(他学区からの通学が認められる学校)「指定校変更制度」(一定の条件の下、市教育委員会が他学区への通学を許可する制度)の活用も考える。

オ 学校のニーズに応じて「コミュニティスクール」「義務教育学校」「研究開発学校」等のしくみを取り入れる。

(3) 地域の発展とコミュニティ主体の教育環境整備

学校再編によって生じる校地や教室(仮称余裕校舎)などは、地域の生活・学習拠点としてさらなる発展の方途を摸索する必要があるものと考えます(例えば右記の活用方法)。また、地域の特性によっては、長期的には校地内に公民館や図書館等の各種公共施設を集約していくことも考えてよいものと思われれます。

参考活用例：

ア 分校舎機能

・地域の協力を得て「地育」に関連するカリキュラムが実施できる場合は、校舎の一部（事務室1・教室2程度）を分校舎として残す。この場合、各地域には小中一貫校の分校舎として学校が残ることかたちとなる。校舎の維持管理は地域の、NPO等に指定管理委託をし、管理費を教育委員会が支出する。

・分校舎として利活用しない施設は、原則として地域が運営する組織に貸与（有償・無償）し、自立的に管理する。

・分校舎活用は、教育課程特例校として地域づくりを学ぶカリキュラムを整備し、地域の希望が強い場合は、一定時間（特定の曜日の午後や長期休業前の数日間）を拠点施設で地域住民参画の授業や活動を行う。

イ 放課後子ども教室・児童クラブ機能

・児童は下校後バスで学校跡地まで移動し、その後は希望に応じ、放課後子ども教室や放課後児童クラブにて活動する。保護者は遠方まで迎えに行かなくても済む。

ウ コミュニティルーム（地域連携室）機能

・地域の拠点として、人々がいつでも出入りできる部屋を用意し、地域が校舎の管理業務を行う。地域の「たまり場」「ふれあいの場」とする。

エ コミュニティ・ファーム機能

・校庭の一部（または近隣の耕作放棄地等）を畑にし、放課後子ども教室や子ども食堂との連携も視野にいれ、児童生徒と地域住民が協働で農作物を栽培する。

オ コミュニティ食堂機能

・「子ども食堂」を家庭科室等の活用で行う。地域住民が希望すれば、孤食解消に対象者を広げ、コミュニティ食堂として運営する。

・放課後子ども教室や放課後児童クラブと接続し、保護者の希望に柔軟に対応する。

カ テーマ図書館機能

・市内全域から図書の寄付を募った上で、各学校図書館を特定のテーマ毎（絵本・伝記・理科実験など）に集約し、土日などの開館日には、他地域からの児童生徒も活用できるようにする。

キ 子育て世帯向け住宅地

・学校の校庭等を子育て世代向け住宅地（プール・ジム・公園併設）として、貸与・販売し、その収入を基金化して活動や施設整備の原資とする。

今後の地域住民が主体となるコミュニティづくりのあり方を考えるとき、上記の様々な活用可能性のうち、学校として残す校舎部分や放課後児童クラブ等、行政主体で活用する部分の保全を除き、余裕校舎の活用の在り方と活動内容については、原則として地域住民が構成する組織・団

体の主体性と責任に委ね、市と教育委員会はノウハウの提供や広報の支援などを通して活動を側面から支援することが期待されます。

一方、行政が主体となって推進すべきこととしては、活用可能な助成事業等への応募が考えられます。これらに関しては、市や教育委員会が主体となって積極的に応募し、市の事業と地域の活動とを関連づけることで、活動の推進とそのアピールに協力していく等の役割が重要になるものと考えられます。(資料5参照)

尚、現在の学校は、防災拠点としての役割を担っていることも念頭に置かなければなりません。防災拠点は地域住民にとっては安心して住むことのできる地域環境の前提となるものであるため、学校施設の防災拠点機能については市の責任で維持するか、代替する施設を用意するかなどの措置が望まれます。

第五章 今後の議論のあり方と新たな学校づくりのロードマップ

今後は本中間報告をたたき台としながら、より具体的な計画が策定されることが望まれます。その際、今後の新たな学校づくりに向けてのロードマップは次のように想定されます。

1. 平成30年度より北部地域・初倉地域それぞれにワーキンググループ等を設置し、地域との話し合いを持った上で、次の2点を参考としながら、その方向性について結論を得て本検討委員会に報告する。尚、第一小学校の改修時期が切迫しているため、北部地域についてはできるだけ速やかな結論が出されることが望ましい。

- 北部地域については①第一小学校および第一中学校への移転(新学校の設置または統合)にするか〔再編案2または3をベースとする配置〕、②北中学校区を対象とする一体型小中一貫校(または義務教育学校)にするか〔再編案1をベースとする配置〕
- 初倉地域については①初倉小学校、初倉南小学校、湯日小学校で1つの学校とするか〔再編案1〕、当面は湯日小学校を初倉小学校と一体化するか〔再編案2〕

2. 上記の結論が出た時点で本検討委員会は速やかに最終報告をまとめ、次の検討体勢に議論を引き継ぐこととする。

3-a その後島田市教育委員会の責任において、下記に掲げる4つの事項に関する検討体勢を構築し、平成32年度を目途に計画を策定する。

- ① 北部地域における学校配置のあり方
- ② 新学校の名称・カリキュラムおよび学校運営に関する特色のあり方
- ③ 地域住民の学校参画と住民主体の地域づくりの枠組みのあり方
- ④ 地域への政策的インセンティブと地域の伝統継承・活性化支援のあり方

3-b 第一小学校の改修に関しては、想定される学校規模が確定されるならば、上記3-aと同時に並行で改修計画の策定・設計等のプロセスに入ることも考えられる。

資料

- 資料1 「島田市教育環境適正化検討委員会」設置要綱
- 資料2 未来の学校規模想定図
- 資料3 検討委員会において委員から出された主な意見
- 資料4 アンケート内容と結果
- 資料5 島田市学校再編に関して活用できそうな助成事業一覧

委員名簿

| | | |
|------|-------|------------------|
| 委員長 | 武井 敦史 | 有識者（静岡大学教職大学院教授） |
| 副委員長 | 池ヶ谷俊幸 | 有識者（学校評議委員） |
| 委員 | 福田 秀樹 | 小学校PTA会長 |
| 委員 | 伊藤健太郎 | 小学校PTA会長 |
| 委員 | 良知 克明 | 中学校PTA副会長 |
| 委員 | 森山 佳久 | 幼稚園保護者会長 |
| 委員 | 仲安 寛 | 地域代表 |
| 委員 | 榛葉 徹 | 地域代表 |
| 委員 | 小島 忠光 | 小学校校長 |
| 委員 | 伊藤 冬久 | 中学校校長 |
| 委員 | 畑 浩 | 小学校教頭 |
| 委員 | 中村 延也 | 小学校主幹教諭 |

資料 1

○島田市教育環境適正化検討委員会規則

平成29年3月27日

教育委員会規則第4号

(設置)

第1条 平成27年島田市教育委員会告示第11号に基づき設置された島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会における調査及び検討を踏まえ、島田市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における教育効果を高めるための適正な教育環境について調査及び検討するため、島田市教育環境適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、小中学校における次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 望ましい教育環境の実現を図るために必要な事項に関すること。
- (2) 学校施設の適正化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育環境の適正化に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校の児童又は生徒の保護者の代表者
- (3) 小中学校の教職員の代表者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、島田市教育委員会が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該調査及び検討の結果を島田市教育委員会に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

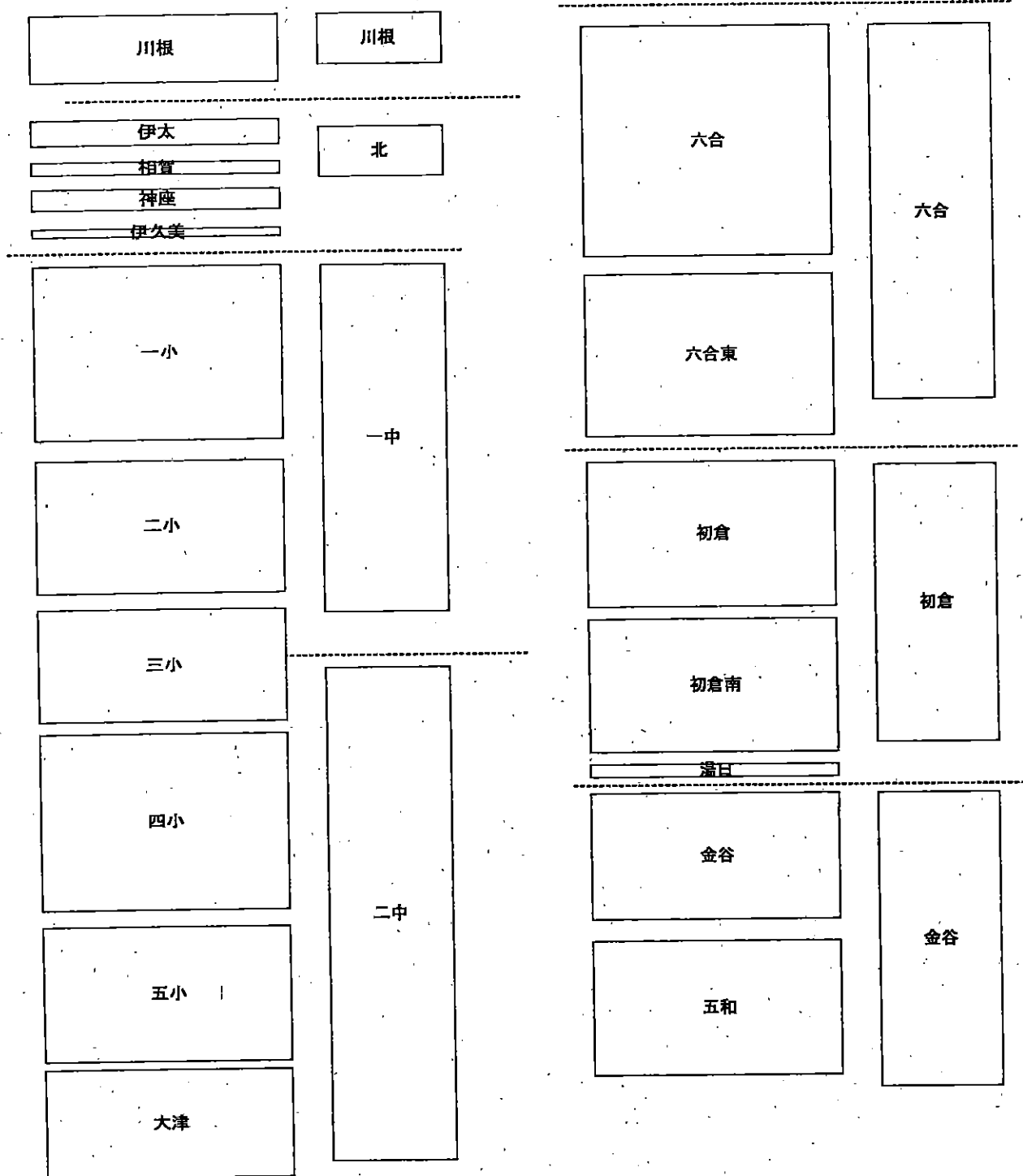
第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

未来の学校規模想定図

学校児童生徒数の推移(推計)をもとに、学校の児童生徒数をおおよそのイメージで表したものです。
 (小学校はH35年度、中学校はH41年度の推計値を使っています)



資料3 検討委員会において委員から出された意見

- ・小学校のPTAも、保護者が減ってきて負担が増えてきている。自分たちの孫の代のためにも今、変えなければならぬと思う。(第1回)
- ・小規模校や大規模校、それぞれメリットはあるが、統合するなら小中一貫校というものも議論したい。(第1回)
- ・小規模校のメリットはあっても、将来的には子どものためにある程度の統合はやむをえないと思う。(第1回)
- ・子供が育っていくにはある程度の人数は必要。(第1回)
- ・小規模校は教員の数が減り、仕事量が増えている。部活の数も減っている。将来的には統廃合はやむを得ないと思う。(第1回)
- ・複式の良さは小さい子は大きい子の姿をみて育つ。(第2回)
- ・子どもにとって本当に一番いい教育は何なのかを議論してほしい。(第2回)
- ・授業を行う上で1クラス20人位がちょうどいい。(第2回)
- ・一学年多学級であればクラス替えができ、新しい人間関係ができ子どもにとってはよいと思う。(小規模校から)高校に入った時、たくさんの生徒と新しい人間関係がうまくできるか心配。(第2回)
- ・子どもたちが統合により地域から離れていってしまうと地域がバラバラになってしまい困る。(第2回)
- ・一番の問題は子どもたちの成長にとってどういうものが大事なのか、その観点で話を進めていくべきだと思う。(第2回)
- ・小学校は合併しても、コミュニティの活動は参加できるように学校と連携していけばいいと思う。(第2回)
- ・子どもにとってどういう環境が適切か、まず優先されるべきかと思う。(第3回)
- ・地元として学校がなくなってしまったら、その跡地に拠点となるようなものをあると地域がまとまっていけると思うし、子ども会を残してほしい。(第3回)
- ・相賀小学校は地域に支えられている。子どもの育ちがいいなと感じている。(第3回)
- ・伊久美小学校は、特設校に取組んでおり、朝バスに乗って町中の子どもたちが山里の小学校に来て勉強し体験をしているという事業がすごく魅力を感じる。そういった制度を取り入れていけるかどうか検討していく必要がある。(第4回)
- ・子どもたちのために何が望ましいかをPTAの方にも聞かなければいけないし、先生方にも聞かなければいけない。地域の活性化、人口減少、産業や地域の問題、学校の問題も考えながら進めなければならない。(第4回)
- ・適正化によって新たな魅力が出てくるといふことをきちんと打ち出していけるものになればいいと思う。(第5回)
- ・学校がなくなると寂しいという気持ちがあるが、今のままでいいという考え方の人は多くないと思う。地域が小さくて精神的な教育が遅れていくと取り残されてしまうのではないかと心配もある。(第5回)
- ・学校は教育の場であると同時に地域の防災災害の拠点でもあると思う。(第5回)
- ・スクールバスを運行することになった場合、災害時の登下校の安全確保に対しては十分な注意を払う必要がある。(第6回)

教育環境に関するアンケート

市教育委員会では「島田市教育環境適正化検討委員会」を設置し、児童生徒のために必要な教育環境について検討を重ねています。

当委員会は多くの方のご意見を参考にしていきたいため、下記アンケートにご協力ください。
アンケートは無記名で個人が特定されるような活用は致しません。

■記入者情報

| | | | | |
|----------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| 性別 | <input type="checkbox"/> 男性 | <input type="checkbox"/> 女性 | | |
| 年齢 | <input type="checkbox"/> 小学生 | <input type="checkbox"/> 中学生～19歳 | <input type="checkbox"/> 20歳代 | <input type="checkbox"/> 30歳代 |
| | <input type="checkbox"/> 40歳代 | <input type="checkbox"/> 50歳代 | <input type="checkbox"/> 60歳代 | <input type="checkbox"/> 70歳以上 |
| お住まいの学区 | <input type="checkbox"/> 島田第一中学区 | <input type="checkbox"/> 島田第二中学区 | <input type="checkbox"/> 六合中学区 | <input type="checkbox"/> 北中学区 |
| | <input type="checkbox"/> 初倉中学区 | <input type="checkbox"/> 金谷中学区 | <input type="checkbox"/> 川根中学区 | <input type="checkbox"/> その他・市外 |
| お子さんがいる方 | <input type="checkbox"/> 未就学児がいる | <input type="checkbox"/> 小学生がいる | <input type="checkbox"/> 中学生がいる | <input type="checkbox"/> 卒業生(未成年)がいる |

■必要な教育環境について

| | |
|--|--|
| 子どもにとって望ましい学校環境はどのようなものであると考えますが、イメージに近いものを小学校・中学校それぞれ1つずつ選んでください。 (◎は文部科学省の想定する標準規模です) | 小学校について <input type="checkbox"/> 児童や学級数が少ないほどよい <input type="checkbox"/> 複式学級が生じない規模 <input type="checkbox"/> 一クラスで10人程度の規模 <input type="checkbox"/> クラス替えができる規模(一学年2学級以上の規模)◎ <input type="checkbox"/> 一学年100人程度(3学級程度の規模)◎ <input type="checkbox"/> 児童や学級数が多いほどよい |
| | 中学校について <input type="checkbox"/> 生徒や学級数が少ないほどよい <input type="checkbox"/> 複式学級が生じない規模 <input type="checkbox"/> 一クラスで10人程度の規模 <input type="checkbox"/> クラス替えができる規模(一学年2学級以上の規模) <input type="checkbox"/> 一学年100人程度(一学年3学級程度・部活動が選べる) <input type="checkbox"/> 一学年200人程度(一学年6学級程度・部活動が相当選べる)◎ <input type="checkbox"/> 生徒や学級数が多いほどよい |

アンケートには裏面もあります

■学校の活動内容について

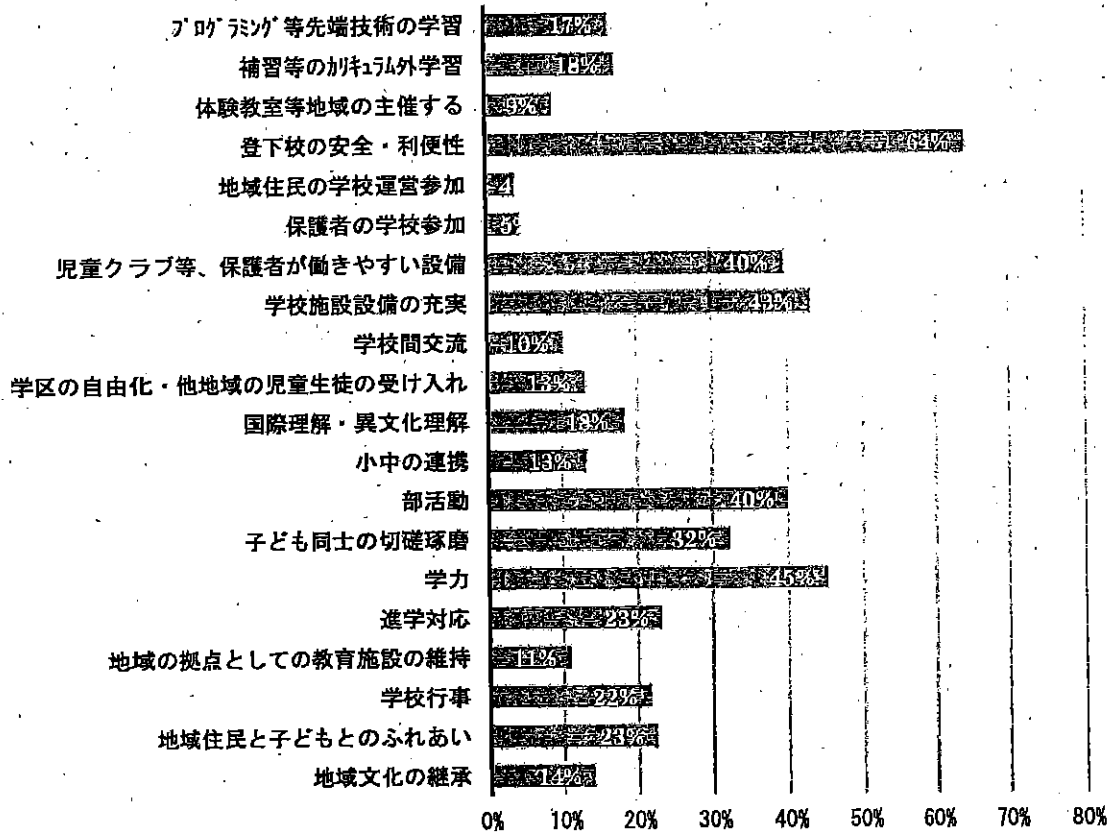
| | | | | |
|--|--|---|---|---|
| (2) 島田市では、施設の老朽化と児童生徒数の減少から、学校の配置を含め教育環境を見直す必要が生じています。検討の際に重視してほしいと思うことを、右の中からいくつかも選んでください。 | <input type="checkbox"/> 地域文化の継承 | <input type="checkbox"/> 地域住民と子どもとのふれあい | <input type="checkbox"/> 学校行事 | <input type="checkbox"/> 地域の拠点としての教育施設の維持 |
| | <input type="checkbox"/> 進学対応 | <input type="checkbox"/> 学力 | <input type="checkbox"/> 子ども同士の切磋琢磨 | <input type="checkbox"/> 部活動 |
| | <input type="checkbox"/> 小中の連携(小中一貫教育) | <input type="checkbox"/> 国際理解・異文化理解 | <input type="checkbox"/> 学区の自由化・他地域の児童生徒の受け入れ | <input type="checkbox"/> 学校間交流(同校種) |
| | <input type="checkbox"/> 学校施設設備の充実 | <input type="checkbox"/> 児童クラブ等、保護者が働きやすい環境整備 | <input type="checkbox"/> 保護者の学校参加 | <input type="checkbox"/> 地域住民の学校運営参加 |
| | <input type="checkbox"/> 登下校の安全・利便性 | <input type="checkbox"/> 地域の主催する体験教室等 | <input type="checkbox"/> 補習等のカリキュラム外学習 | <input type="checkbox"/> プログラミング等先端技術の学習 |
| <input type="checkbox"/> その他() | | | | |

■ご意見・ご感想

子どもたちの教育環境に関するご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

検討の際に重視して欲しいこと (n=1565)



資料5

島田市学校再編に関して活用できそうな助成事業一覧

| | |
|---|--|
| <p>放課後子ども環境整備事業（厚生労働省）</p> | <p>児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p> <p>補助率（1/3）</p> |
| <p>過疎地域等自立活性化推進交付金（総務省）</p> | <p>過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業を行う過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業並びに過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業について、その経費の全部又は一部を交付することにより、過疎地域の自立活性化を推進することを目的とする。</p> <p>（最大各1000）</p> |
| <p>農山漁村振興交付金（農林水産省）</p> | <p>農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策（1/2 上限800） 2. 山村活性化対策（定額1000） 3. 農泊推進対策（1/2 上限800） 4. 農山漁村活性化整備対策（1/2） |
| <p>都市計画再生整備計画事業（国土交通省）</p> | <p>緑地・農地と調和した良好な都市環境・都市景観の形成、都市農業の多様な機能の発揮などを促進するための方策を即地的に検討する</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人口減少等に対応したまちづくりに関する計画と連携した緑地や農地の保全 ② 良好な都市環境の形成に向けた、市街地における緑地・農地及び景観の保全・創出・活用 ③ 広域的な観点から取組む緑地・農地及び景観の保全・活用 ④ 都市農業におけるICT技術の活用及び海外市場の開拓 <p>（概ね800）</p> |
| <p>空き家再生等推進事業（国土交通省）</p> | <p>空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等を行う。（1/2、1/3）</p> |
| <p>「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）</p> | <p>人口減少や高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資する廃校舎等の遊休施設を活用した既存公共施設の再編・集約に係る改修費に対して補助。市町村等 1/2以内、[2]NPO法人等 1/3以内</p> |
| <p>研究開発学校（文部科学省）</p> | <p>学校教育法施行規則第55条（同規則第79条及び第108条第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して研究開発を行う。</p> |

